

## 名古屋市職員措置請求の監査結果

地方自治法第 242条第 1項の規定に基づき、政務活動費の返還に係る名古屋市職員措置請求書（別添のとおり。以下「請求書」という。）が提出された。

### 第 1 措置請求の概要

#### 1 請求書の提出日

令和 4年 1月13日

#### 2 請求の要旨

##### (1) 請求の趣旨（請求人の求める措置）

減税日本ナゴヤに対し交付された令和 2年度分の政務活動費のうち、広聴広報費の支出（広報紙の印刷・配布費用） 113万 2,065円の全額又は一部の額が不当利得であるため、市長は、減税日本ナゴヤに対し返還させるために必要な措置をとることを求める。

##### ア 具体的な措置の内容

- (ア) 広報紙を印刷、配布した明白な証明がない場合、全額の返還
- (イ) 広報紙の印刷、配布実態があった場合、広報紙の表示内容のうち政務活動以外の部分に相当する額の返還
- (ウ) 広報紙の配布について、配布を行う業者に直接発注せず、相当な理由なく他の業者を介在させたことにより仲介手数料等が発生している場合、それに相当する額の返還

##### (2) 請求の理由

請求人は、広聴広報費として支出された、減税日本ナゴヤに所属する浅井康正市議（以下「浅井市議」という。）が業者Aに依頼したとされる広報紙の印刷・配布に関して疑義があったため、浅井市議に対し、令和 3年 9月 8日に公開質問状を提出したところ「市政報告の配布について、業者Aに依頼し、業者Aから業者Bに発注されております。」との回答があった。しかし、請求人の求めた具体的な証拠は示されず、地方自治法第 100条第16項に求められている透明性及び名古屋市会議長が定めた「政務活動費の用途に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）で尊重されている説明責任は果たされていない。したがって、具体的な証拠が示せないのであれば、交付された政務活動費は返納されるべきである。

また、広報紙の配布にあたり浅井市議が、直接業者Bに発注せず業者Aを介在させたことについて、相当な理由がなく業者Aを介在させ、仲介手数料等が発生しているとすると無駄な公費の濫用である。

仮に印刷実態、配布実態があったとしても、平成30年 4月11日神戸地裁判

決、平成28年12月27日奈良地裁判決及び平成29年 1月31日仙台地裁判決等において、広報紙における政務活動費の支出について、政務活動以外の部分については、政務活動費より除外し、按分することとされている。具体的には、政務活動に関わる部分と、政務活動に関わらない部分とで紙面の面積によって按分を行い、政務活動に関わる部分のみ、政務活動費より交付することとされている。政務活動に関わらない部分として、後援会活動、選挙目的の氏名を告知する行為、自身の顔写真、会派の集合写真など、自身や会派の宣伝と解されるものが挙げられており、本件の広報紙においてそのような内容が全くないと立証されない限り、按分比率 100%での政務活動費の交付は不当である。

## 第2 監査委員の除斥

長谷川由美子監査委員及び成田たかゆき監査委員は、地方自治法第 199条の2の規定により、本件監査に加わらなかった。

## 第3 請求の要件審査

本件は、地方自治法第 242条所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

## 第4 監査の実施

### 1 請求人の陳述

地方自治法第 242条第 7項の規定に基づく陳述については、請求人より行わない旨の書面の提出があったことから実施しなかった。

### 2 監査対象事項

本件監査においては、令和 2年度に減税日本ナゴヤに交付された政務活動費のうち、広聴広報費の支出 113万 2,065円の全額又は一部の額が不当利得であるか、市長は、減税日本ナゴヤに対し返還させるために必要な措置をとる必要があるかを監査対象事項とした。

### 3 監査対象局

市会事務局を監査対象局とし、文書照会及び事情聴取による調査を行った。市会事務局の回答及び説明は、概ね次のとおりである。

#### (1) 政務活動費に係る規定

政務活動費は、地方自治法第 100条第14項、第15項及び第16項の規定に基づき、名古屋市会政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）の定めるところにより、名古屋市会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、市長から、議会における会派に交付されるも

のである。政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例第 4条で規定されている。

また、政務活動費を支出するにあたっての使途の例示などを示した議会内部における取扱いを定めた基本指針が平成25年 2月22日議長決裁により制定されている。

### (2) 政務活動費の使途

条例第 4条には、政務活動費を充てることのできる経費の範囲が規定されており、会派が行う会派の活動、議会活動、市政に関する政策等についての住民への報告に要する経費等として広聴広報費が定められている。

さらに、基本指針により、広聴広報費の適用費目例として、広報紙の作成・印刷費等を掲げており、支出にあたっては、広報紙を後援会等と共同発行する場合は、実態に応じて按分が必要との考え方を示している。また、後援会行事の案内や選挙に関わる内容については、政務活動と評価すべきものでなければ、支出に適さない経費の事例として掲げている。

### (3) 交付手続等の概要

名古屋市会政務活動費の交付に関する規則（以下「規則」という。）が制定されており、政務活動費の交付手続等の細目が定められている。条例及び規則の規定を踏まえた交付手続等の概要は以下のとおりである。

区分	交付手続等の概要
交付申請	会派代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して、政務活動費交付申請書を提出。（月額50万円×会派の所属議員数×月数）
交付決定	市長は、政務活動費の額を決定し、議長を経由して、各会派に通知。
交付請求	会派代表者は、毎月、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付請求書を提出。（毎月の額＝50万円×会派の所属議員数）
交付	会派に対し交付。
収支報告書等の提出	会派代表者は、前年度の交付に係る政務活動費について、収支報告書及び領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写し（以下「収支報告書等」という。）を議長に提出。
議長の調査	議長は、収支報告書等の提出を受けたときは、必要に応じて調査を行う。
収支報告書の写しの送付	議長は、提出された収支報告書の写しを市長に送付。
政務活動費の返還命令	市長は、政務活動費に残余が生じた場合、その返還を命ずることができる。
返還	市長の返還命令を受けて会派が残余金を返還。
会計帳簿等の整理保管等	会派は、経理責任者を置き、経理責任者は、会計帳簿を調製し、領収書等の証拠書類を収支報告書の提出期限の日から起算して 5年を経過する日まで保管。

#### (4) 市会事務局の見解

##### ア 政務活動費の支出の判断について

平成22年 4月12日最高裁決定においては、「政務調査費（注）の収支に関する議長への報告の内容等を、調査研究活動の目的や内容等を具体的に記載すべきものとはせず、概括的な記載にとどめることにより、会派及び議員の調査研究活動に対する執行機関や他の会派等からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される」と判断しており、市会事務局においても会派の活動への干渉を防止する観点から、会派が政務活動費の支出にかかる説明責任を有し、按分比率も含めて、支出の可否については、会派の自律的な判断に委ねられるべきものと認識している。

（注）地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）により、名称が「政務調査費」から「政務活動費」に改められ、使途が拡大できることとなり、その範囲は条例で定めることとされた。

##### イ 議長による調査について

収支報告書等が議長に提出された際に議長が必要に応じて行う調査は、収支報告書が所定の要件を備えているか、政務活動費の充当額と領収書の金額との照合、条例や基本指針に照らして明らかな誤りがないか等の形式的な点検・確認を行うものであり、按分比率や個々の使途の内容について適否を判断することはない。

また、収支報告書等に明確な疑義があり、さらに調査を行う必要があると認められる場合には、会派の代表者からの説明聴取を実施するなど、あらためて調査を行うことになる。

##### ウ 広報紙における政務活動費の按分比率について

請求人は、各裁判例を取り上げ、「広報紙における政務活動費の支出について、政務活動以外の部分については、政務活動費より除外し、按分することとされている。政務活動に関わる部分と、政務活動に関わらない部分とで紙面の面積によって按分を行い、政務活動に関わる部分のみ、政務活動費より交付することとされている。政務活動に関わらない部分として、後援会活動、選挙目的の氏名を告知する行為、自身の顔写真、会派の集合写真など、自身や会派の宣伝と解されるものがあり、本件の広報紙においてそのような内容が全くないと立証されない限り、按分比率 100%での政務活動費の交付は不当である」と主張しているが、上級審を含めた各裁判例からは、広報紙の紙面に掲載された顔写真などについて、一概に政務活動費への充当が認められないとの判断がなされているものではないと理解している。

#### 4 関係人調査

地方自治法第 199条第 8項の規定に基づき、減税日本ナゴヤに対して、文書照会による調査を行った。減税日本ナゴヤの説明は、概ね次のとおりである。

##### (1) 本件広報紙を印刷、配布した事実について

監査委員に対し、広報紙を印刷したことが確認できる証拠書類として、広報紙 2点（A 3 両面刷り、A 4 片面刷り）の写しを提出する。また、広報紙を配布したことが確認できる証拠書類として、業者 A から業者 B に配布を依頼したことが分かる書類の写し及び業者 B が業者 A に交付した領収書の写しを提示する。

##### (2) 本件広報紙に関する按分比率の考え方について

当初より当会派では按分比率を決定する際に、他会派の按分比率を参考とさせて頂いている。具体的には、他会派の広報紙の紙面内容が政務活動に関わるものか否か、その紙面内容を前提とした他会派の按分比率を分析し、それを当会派の広報紙の紙面内容に照らし合わせた上で按分比率を決定している。

##### (3) 本件広報紙の配布にあたり業者 A を介在させたことについて

過去には業者 B に自ら広報紙を持ち込み、配布依頼をしたケースもあるが、今回は多忙のため業者 A に依頼したものである。

業者 A から業者 B に支払った配布費用は、監査委員に提示する領収書の写しのとおりで、浅井市議が業者 A に支払った配布費用（当会派が議長に提出した領収書の写し）と同額であり、仲介手数料は発生しておらず、請求人の主張する無駄な公費の濫用という話にはならない。

##### (4) 政務活動費の使途にかかる説明責任について

当会派としては、議長に対し政務活動費の使途の透明性の確保を努めることを規定した条文である地方自治法第 100条第16項の実現のため、所属議員全員の収支報告書に領収書等を添えて提出している。さらに、当会派ウェブサイト上に上記収支報告書及び個人情報に係る最低限の箇所のみ黒塗りにし、それ以外の箇所を全て開示した領収書等を掲載しており、透明化に努めている。したがって、政務活動費の使途に関して十分に説明責任を果たしていると考えている。

#### 第 5 監査の結果

##### 1 監査委員の判断

##### (1) 本件広報紙を印刷、配布した事実について

請求人は、広報紙の印刷・配布に関して、具体的な証拠が示せないのでは

れば、交付された政務活動費は返納されるべきであると主張している。

しかし、減税日本ナゴヤから提出又は提示された証拠書類の内容からすると、広報紙は印刷、配布されたものと認められる。

(2) 本件広報紙に関する按分比率の妥当性について

請求人は、平成30年 4月11日神戸地裁判決、平成28年12月27日奈良地裁判決及び平成29年 1月31日仙台地裁判決を取り上げ、紙面に政務活動費以外の部分（後援会活動、選挙目的の氏名を告知する行為、自身の顔写真、会派の集合写真など、自身や会派の宣伝と解されるもの）が全くないと立証されない限り、按分比率 100%での政務活動費の交付は不当であると主張している。

一方で、請求人が取り上げた奈良地裁判決では、複数の事案を取り扱っており、その控訴審である平成30年 3月27日大阪高裁判決では、議員の写真等が掲載された県議会議員の広報紙について、その配置や大きさから紙面の多くを占める県政の施策等に関わる情報の発信者を特定・紹介するものとして、合理的関連性があり按分を要しないと判断した判断もある。同じく請求人が取り上げた仙台地裁判決においても複数の事案を取り扱っており、各議員の写真等が掲載された市議会会派の広報誌について、合理的関連性の薄い部分はごく一部の割合を占めるにとどまっているから、選挙活動等、調査研究活動以外の目的が併せて存在するものとまでは認められず按分を要しないと判断した判断もある。また、平成25年 1月31日名古屋高裁判決では、後援会活動の記事が掲載された市議会会派の広報紙について、当該記事の紙面全体に占める割合が一部（4分の1以下）にすぎないことに照らすと、これらの発行費用が政務調査費の本来の趣旨・目的に反するとまではいえず按分を要しないと判断された。

このように、各裁判の判決においては、議員の写真等が掲載されていれば直ちに按分が必要との判断がなされているわけではなく、政務活動との合理的関連性や個々の広報紙の紙面に占める割合・配置等の状況から判断しており、その際の按分の考え方については様々である。

減税日本ナゴヤから提出された広報紙 2点（A 3両面刷り、A 4片面刷り）の紙面には、所属議員の顔写真等の掲載はあるものの、各裁判の判決のほか、条例、規則及び基本指針に鑑みると、本件広報紙を按分比率 100%とし、政務活動費として支出したことについて、政務活動費の本来の趣旨・目的に反するとはいえないと判断するのが相当である。

(3) 本件広報紙の配布にあたり業者Aを介在させたことについて

請求人は、浅井市議が、直接業者Bに発注せず業者Aを介在させたことについて、相当な理由がなく業者Aを介在させ、仲介手数料等が発生しているとすると無駄な公費の濫用であると主張している。

しかし、本件広報紙の配布にあたり業者Aを介在させたことについては、

条例、規則及び基本指針に明らかに反するものではなく、また、減税日本ナゴヤから提示された証拠書類の内容からすると、仲介手数料等が発生した事実はなく、無駄な公費の濫用と認めることはできない。

## 2 結論

以上述べたとおり、請求人の主張する、令和 2年度に減税日本ナゴヤに交付された政務活動費のうち広聴広報費の支出 113万 2,065円について、措置する必要は認められない。

(別添)

## 職員措置請求書

令和 4年 1月13日

名古屋市監査委員 殿

令和 2年度に支給された「減税日本ナゴヤへの政務活動費」のうち、合計 1,132,065円に疑義があるため、地方自治法第 242条第 1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

請求人 (住所、氏名は省略)

### 第 1 請求の主旨

#### 1. 事案の概要

名古屋市会会派「減税日本ナゴヤ」に令和 2年度に支給された政務活動費に関し市会議長に提出した、「浅井康正」名での整理番号「f0104」(按分比率: 100%、政務活動充当額: 737,319円)(甲第 1号証、甲第 2号証)(以下「交付事実 1」と呼ぶ)及び、同「浅井康正」名での整理番号「f0105」(按分比率: 100%、政務活動充当額: 394,746円)(甲第 3号証、甲第 4号証)(以下「交付事実 2」と呼ぶ)について疑義があり、必要な措置を請求します。

#### 2. 当事者

- (1) 請求人は、名古屋市に在住する名古屋市民である。
- (2) 名古屋市長河村たかし(以下「市長」という)は、名古屋市の行政の責任者であり、名古屋市会政務活動費の交付に関する規則第 3条に定める、名古屋市会政務活動費の交付決定者である。
- (3) 減税日本ナゴヤは、名古屋市会の会派であり、名古屋市会政務活動費の交付に関する条例第 2条に定められた政務活動費の交付対象である。
- (4) 浅井康正市議は、名古屋市会議員であり、地方自治法第 100条14項に基づいて、政務活動費の交付を受ける減税日本ナゴヤに所属している議員である。

#### 3. 問題となる事実

- (1) 「交付事実 1」、「交付事実 2」について、広報紙を印刷し名東区内に配布したとされているが、その事実の立証ができていないにもかかわらず政務活動費の交付を受けている事。
- (2) 「交付事実 1」、「交付事実 2」において、按分比率 100%とされているが適切な按分比率と立証されていないにもかかわらず按分比率 100%で政務活動費の交付を受けている事。

#### 4. 違法不当性を基礎づける事実

- (1) 減税日本ナゴヤは、令和 2年度分政務活動費、広聴広報費として、浅井康



- 正市議分、整理番号「f0104」（按分比率：100%、政務活動充当額：737,319円）（甲第1号証）として、業者A（2020年8月6日発行）領収書（額面：737,319円）（甲第2号証）を添え、政務活動費の交付を受けた。
- (2) 減税日本ナゴヤは、令和2年度分政務活動費、広聴広報費として、浅井康正市議分、整理番号「f0105」（按分比率：100%、政務活動充当額：394,746円）（甲第3号証）として、業者A（2020年8月6日発行）領収書（額面：394,746円）（甲第4号証）を添え、政務活動費の交付を受けた。
- (3) 上記政務活動費の交付は、名東区（令和2年10月1日現在76,702世帯）において広報紙を印刷作成、配布したとするものである。
- (4) しかし請求人は、複数の名東区民より領収書記載の2020年8月6日前後に当該広報紙を見ていないとの報告を得た。もとより、請求人において、当該広報活動の不在の証明はできないが、地方自治法第100条16項、及び政務活動費の用途に関する基本指針（平成25年2月22日議長決裁）を引くまでもなく、政務活動費の支出については透明性の確保が必要であり、説明責任は交付を受けた会派にある。
- (5) そこで、請求人は令和3年9月8日に、浅井康正市議に公開質問状として、「広報の配布残、版下データ、版下作成経緯、下請け印刷所等への支払明細、全戸配布した形態説明、アルバイト等を雇って配布したものなら、そのアルバイトに支払った労賃の領収書等」の資料提示を求めた。（甲第5号証）
- (6) 令和3年9月18日に浅井康正市議より「公開質問状に対する回答」（甲第6号証）（以下「回答」と呼ぶ）が寄せられたが、請求人の求めた事実証明のための資料はなく、「業者Aから業者Bに発注されております。」との回答が寄せられた。
- (7) 浅井市議は、広報紙を印刷し名東区内で配布されたとする立証はできておらず、地方自治法第100条16項に求められている透明性、及び政務活動費の用途に関する基本指針で尊重されている説明責任は果たされていない。減税日本ナゴヤならびに浅井康正市議は、具体的な証拠を示すべきであり、それが示せないのであれば印刷、配布実績がないものとし、交付された政務活動費は返納されるべきである。
- (8) ちなみに、浅井康正市議の回答した業者Bに対して、同じ減税日本ナゴヤ所属の鈴木孝之市議は直接発注をしている。「領収書添付用紙令和2年度分整理番号f0703（業者B発行）」（甲7号証）。浅井康正市議が、直接業者Bに発注せず業者Aを介在させた理由は不明であるが、業者Bが減税日本ナゴヤ所属の市議からの受注を拒まない以上、相当の理由がなく業者Aを介在させ、仲介手数料等が発生しているとすると無駄な公費の濫用である。
- (9) 請求人の認知するところによると、業者Aには印刷設備はなく、印刷についても再発注が為されている疑いがある。印刷、作成の実態を立証できる証拠が示されない限り、「交付事実1」「交付事実2」にいう広報紙の印刷、配布が行われたとする主張には疑義があり、その立証責任は減税日本ナゴヤ

または浅井康正市議にある。

(10) 仮に印刷実態、配布実態があったとして、神戸地方裁判所平成30年 4月11日判決、奈良地方裁判所平成28年12月27日判決及び仙台地方裁判所平成29年 1月31日判決等において、広報紙における政務活動費の支出について、政務活動以外の部分については、政務活動費より除外し、按分することとされている。政務活動に関わる部分と、政務活動に関わらない部分とで紙面の面積によって按分を行い、政務活動に関わる部分のみ、政務活動費より交付することとされている。政務活動に関わらない部分として、後援会活動、選挙目的の氏名を告知する行為、自身の顔写真、会派の集合写真など、自身や会派の宣伝と解される物があり、「交付事実 1」「交付事実 2」においてそのような内容が全くないと立証されない限り、按分比率 100%での政務活動費の交付は不当である。

(11) なお、請求人において、事実解明のために令和 3年11月19日に名古屋市会議長服部将也市議に対して要望書を提出し、名古屋市会政務活動費の交付に関する条例第 8条を根拠とする調査を要望したところ、服部議長から令和 3年12月 2日付で減税日本ナゴヤに対し、政務活動費の支出について、説明責任を果たすよう申入が行われたようであるが、今日に至るも請求人に対する説明は行われていない事を申し添えておく。

監査委員は、上記の支出について、成果物等の客観的証拠に基づきこれらの支出が適正なものであると認められない限り、市長に対し、不当利得として減税日本ナゴヤから政務活動費を返還させるための必要な措置をとることを勧告するよう求める。

## 第 2 求める措置

1. 「交付事実 1」「交付事実 2」について、広報紙が配布された明白な立証がなされていない。配布事実について明白な証明がない場合、市長は両件において交付された政務活動費の返還を減税日本ナゴヤへ求める事。
2. 前項の疑義に対して回答があり、広報紙の印刷実態、配布実態があった場合であっても、「交付事実 1」「交付事実 2」において、配布された広報紙の表示内容を確認の上、政務活動以外の部分について、各判例に準じた按分比率を求め、市長は政務活動以外の部分について返還を減税日本ナゴヤへ求める事。
3. 上記「違法不当性を基礎づける事実 (8)」で指摘した業者Aにおける仲介手数料等が存在し、当該業者を介在させることについて相当な理由がない場合、市長はその返還を減税日本ナゴヤへ求める事。

以上のとおり、地方自治法 242条 1項に基づき、事実証明書を付して監査委員に対し、本請求をする次第である。

## 事実証明書

甲第 1号証：領収書添付用紙 令和 2年度分 整理番号 f0104

甲第 2号証：業者A2020年 8月 6日発行領収書  
( f0104添付、額面 737,319円)

甲第 3号証：領収書添付用紙 令和 2年度分 整理番号 f0105

甲第 4号証：業者A2020年 8月 6日発行領収書  
( f0105添付、額面 394,746円)

甲第 5号証：令和 3年 9月 8日 公開質問状

甲第 6号証：令和 3年 9月18日 公開質問回答

甲第 7号証：領収書添付用紙 令和 2年度分 整理番号 f0703  
(鈴木孝之宛 業者B発行)

## 添付資料 1

## 事実証明書

写し 各 1通 (添付は省略)

以上

(注) 職員措置請求書は、業者名を「業者A」又は「業者B」と表記し、その他は原文のまま掲載した。